

各 位

公益財団法人須賀川市スポーツ振興協会事務局長
(公 印 省 略)

体育施設閉館時間変更<延長>のお知らせ

令和 3 年 9 月 9 日福島県から発令された福島県(新型コロナウイルス感染症)非常事態宣言の延長を受け、市内体育施設の午後 8 時閉館を **9 月 30 日(木)まで延長**いたします。

併せて、施設内での水分補給を除く飲食は引き続き禁止となりますので、ご協力をお願いします。

記

- 1 開館時間 午前 9 時から **午後 8 時**まで
- 2 期 間 令和 3 年 8 月 8 日から **令和 3 年 9 月 30 日(木)**まで
- 3 対象施設 須賀川アリーナ
須賀川市民スポーツ会館・須賀川市民スポーツ広場
須賀川市中央体育館
須賀川市武道館
牡丹台体育施設(野球場・体育館・庭球場)
地域体育館(西袋・仁井田・稲田・大東・小塩江・浜田)
- 4 その他
 - ・新型コロナウイルス感染症対策のため、別紙「体育施設を利用する時のお願い」にご協力ください。
 - ・今後の状況により期間延長となることもありますので、ご理解ください。

発信元:(公財)須賀川市スポーツ振興協会
〒962-0054 須賀川市牛袋町 5 須賀川アリーナ内
: 0248-76-8111 Fax : 0248-76-8113
Eメール: sukagawacity-sports@air.ocn.ne.jp

体育施設を利用する時のお願い

- 1 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
 - ◆体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ◆同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ◆過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2 マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。
- 3 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 4 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。
- 5 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- 6 屋内施設は定期的に換気を行うこと(1時間に10分程度)。
- 7 団体代表者は利用者名簿を作成し、施設管理者へ提出すること。また、利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 8 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密(密閉・密集・密接)を避けること。
- 9 スポーツ少年団などの未成年者の団体は、指導者が保護者に団員の活動内容を十分説明し、理解を得ていること。特に体の接触、近接する種目は十分注意すること。
- 10 各競技の上部団体から感染拡大防止対策の指示等がある場合は、それに従うこと。
- 11 その他、感染防止対策に関する施設管理者からの指示に従うこと。

令和2年5月26日

※国・県の基準の見直しや感染拡大の状況により随時内容を見直します。

須賀川市生涯学習スポーツ課